

## 5) 歴史的資産等の保全・整備等に係る文化財保護行政や世界遺産登録の考え方、課題の整理

本項では、文化財保護行政や世界遺産等について把握し、とりまとめるるとともに、文化財保護の観点から歴史的資産の保全・整備に係る課題について整理している。

### ① 文化財保護行政

文化財保護行政について、文化庁の文化財保護政策に基づき以下の通り整理した。

#### ア) 基本的考え方

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

我が国の文化財保護の行政は、その制度が明治期に創設され、時代情勢を反映した数次の改正を経て今日までたゆみなく続けられてきた。そして、保護の対象が拡大するとともに、その方法にも種々の配慮が払われ、国と地方公共団体、所有者、国民が一体となって、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うように努めていくものである。

表-21 国、地方公共団体、所有者、国民の主な役割

文化庁	←	<b>国</b>
		— 文化財保護法の制定
		— 重要な文化財の指定、選定、身近な文化財の登録
		— 指定文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、命令、勧告
		← — 指定文化財の現状変更等の規制、輸出の制限、原状回復命令
		— 指定文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助
		— 文化財の公有化に対する地方公共団体への補助
		— 指定文化財等に係る課税上の特例措置の設定
		— 博物館、劇場等の公開施設、文化財研究所の設置、運営
		<b>地方公共団体</b>
←	— 文化財保護条例の制定	
— 重要な文化財の指定、選定等（国指定等を除く）		
← — 指定文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限		
— 指定文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助		
— 文化財の保存・公開のための施設の設置、運営		
— 文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進		
— 管理団体として国指定文化財の管理、修理等		
		※ 地方公共団体により差異がある。
		<b>所有者等</b>
←	— 国及び地方指定文化財等に関し、所有者の変更、滅失、毀損、所在の変更等に係る届け出	
← — 文化財の管理、修理		
— 文化財の公開		
— 重要文化財等の譲渡に際して国に対する売渡の申出		
		※ 地方公共団体により差異がある。
		<b>国民</b>
←	— 国及び地方公共団体の行う文化財保護の活動への協力	
← — 遺跡の発見に関する届け出		
— 周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘に際する届け出		
— 埋蔵文化財調査のための発掘に際する届け出		

文化庁ホームページより

## イ) 文化庁の施策と予算

平成 17 年度文化庁予算の総額は 101,605 百万円で、国の一般会計 82 兆 1,829 億円の 0.12%に当たっている。このうち、文化財保護の充実に関する予算は 57,979 百万円で、文化庁予算の 57.10%を占めている。

文化財保護に関する予算の主な内容は次のとおりである。

表－２２ 文化財の保存と活用のための施策

施策	概要
1. 文化財の保存整備・活用	
(1) 重要文化的景観等の保存・活用	文化財保護法の一部改正により、重要文化的景観、民俗技術を新たな保護の対象とするとともに、登録文化財制度の範囲を美術工芸品、記念物、有形民俗文化財に拡大したことに伴い、これらの文化財の適切な保存・活用を行う。
(2) 古墳壁画緊急保存活用等	緊急に保存対策が必要な国宝高松塚古墳壁画、特別史跡キトラ古墳の壁画について、恒久的な保存対策を行う。
(3) 史跡等公有化助成	都市化の進展に伴う開発等から史跡等を守り、保存と整備・活用に資することを目的に、地方公共団体が緊急に実施する公有化事業に対し補助を行う。
(4) 史跡等整備活用事業	永年の歳月によって損傷、老朽化が著しく進んでいる史跡等や天然記念物の生息環境及び歴史の道の整備・活用の充実を図る事業に対し補助を行う。
(5) 埋蔵文化財発掘調査等	開発との調整に必要な埋蔵文化財包蔵地の分布調査、重要遺跡を保護するための内容確認調査、記録保存のための発掘調査、及び出土品の保存処理、公開活用のための事業に対して補助を行う。
(6) 文化財の保存修理等	国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）、伝統的建造物群、登録文化財を適切に保存するための計画的な保存修理に対して補助を行う。
(7) 文化財の防災施設等	国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）等を火災・盗難の被害から防ぐための防災施設の充実、整備に対して補助を行う。
(8) 無形文化財等の次世代への継承・発展	重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）、保持団体、文化財保存技術の保持者、保存団体が行う伝承、技術練磨等のための事業に対して補助を行う。また、無形文化財等の映像記録等を作成し、一層の伝統文化の普及を図る。
2. 文化財の国際協力の推進	
(1) 文化財保護国際貢献事業	各国からの要請等に応じ、専門家等の現地調査研究や保存修復事業のための派遣、招へい及びその記録等作成を行う。また、国際会議の開催や、文化財分野における継続的な国際協力体制の整備に向けた検討等を行う。
(2) 西アジア文化遺産保護緊急協力	アフガニスタン、イラクの文化財に対する緊急保護協力として、保存修復に関する技術協力・人材養成等を行う。

## ウ) 地方の施策と予算

文化財は、各地域に所在するものであり、文化財保護行政は、国と地方公共団体とが一体となって総合的に推進することが不可欠である。そもそも文化財は、その所在する地方の文化と密接な関連を有するもので、その保存及び活用を図ることは、地方文化の向上、発展に極めて重要なことであることから、その区域内にある文化財の保護は、その地方公共団体の本来的任務でもある。

多くの地方公共団体は、その区域内に存する文化財で国指定以外のものの保護を図るため、文化財保護条例を定め、それに基づいて、その地方にとって価値のある文化財を指定し、保存と活用を図っている。地方公共団体独自で、所有者等が行う管理、修理、公開等の事業に対して援助している例もある。また、美術館、博物館、歴史民俗資料館等の設置による文化財の公開・調査研究、埋蔵文化財の発掘調査の施行等のほか、社会教育や学校教育を通じた文化財に関する学習活動、文化財愛護活動、広く一般住民を対象とした普及啓発活動にも取り組んでいる。

このほか、国指定文化財に関して、その指定に先立つ基礎的調査、無形の民俗文化財等の保護団体の育成指導等も行っている。また、管理団体として、国指定の文化財の保護を行っている例も数多くある。

表－２３ 地方公共団体の文化財保護経費（億円）

	都道府県	市町村	合計
平成 3	421	860	1,281
平成 4	425	819	1,244
平成 5	502	876	1,378
平成 6	516	826	1,342
平成 7	566	875	1,441
平成 8	615	779	1,394
平成 9	562	820	1,382
平成 10	557	785	1,342
平成 11	523	831	1,354
平成 12	464	845	1,309
平成 13	445	672	1,117
平成 14	292	624	916
平成 15	249	535	784
平成 16	243	592	835
平成 17	283	471	754
平成 18	233	400	633

出展：文化庁HP [http://www.bunka.go.jp/bunka\\_gyousei/chihou/index.htm](http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/chihou/index.htm)

## エ) 税制

文化財の国有化及び公有化の促進、保存と活用の推進等のため、譲渡所得に対する税の減免、相続税の軽減等の措置を講じている。その概要は、以下のとおりである。

表－２４ 税制措置の概要

事項	税制優遇措置の具体的内容		適用年	
国税	譲渡所得の非課税等(所得税)	個人が重要文化財として指定された動産又は建物を平成19年12月31日までに国・地方公共団体、独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。	非課税	昭和47年4月～平成19年12月 (地方公共団体については昭和50年～)
		個人が未指定有形文化財のうち重要文化財と同等の価値があると認められるもの及び重要有形民俗文化財を平成19年12月31日までに国、独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得の2分の1が控除される。	2分の1課税 (昭和47年4月～平成4年12月までは非課税)	平成5年1月～平成19年12月
	譲渡所得の特別控除等(所得税)	個人又は法人が重要文化財として建物とともに指定された土地及び史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体、独立行政法人国立博物館、国立科学博物館に譲渡した場合、2,000万円の特別控除又は損金算入が認められる。	2,000万円の特別控除(所得税) 2,000万円の損金算入(法人税)	昭和45年4月～
	相続税の軽減	重要文化財として指定されている建造物、登録有形文化財である建造物及び伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋及び構築物並びにその敷地(一体をなして価値を形成している土地を含む)の相続税(贈与税)について財産評価額を軽減している。	重要文化財 : 財産評価額の70/100を控除登録有形文化財 : 財産評価額の30/100を控除伝統的建造物 : 財産評価額の30/100を控除	平成16年1月～
地価税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物等若しくは地方公共団体が指定した文化財に係る一定の土地等又は伝統的建造物群保存地区の区域内の一定の土地等については地価税が課されない。	非課税	平成4年1月～	
	非課税とされる文化財に準ずるもののうち保存及び活用を図るべき一定の文化財に係る土地等につい	課税価額に算入する金額が土地等の価額の2分の1に軽	平成4年1月～	

		ては、課税価額に算入する金額が減額される。	減	
		登録有形文化財に係る土地等については、課税価額に算入する金額が減額される。	課税価額に算入する金額が土地等の価額の2分の1に軽減	平成9年1月～
地方税	固定資産税，特別土地保有税，都市計画税の非課税等	重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物として指定され，又は重要美術品として認定された家屋若しくはその敷地については，固定資産税，特別土地保有税，都市計画税が課されない。	非課税	昭和25年4月～
		重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く。）で文部科学大臣が告示するものについては，固定資産税及び都市計画税が課されない。	非課税	平成元年1月～
		登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその敷地並びに重要な文化的景観を形成している家屋で文部科学大臣が告示するもの及びその敷地に係る固定資産税及び都市計画税については，課税標準となるべき価格が減額される。	固定資産税の課税標準となるべき価格を2分の1に軽減	平成17年1月～
		重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋の敷地については，当該市町村の実情に応じ税額の2分の1以内が減額される。また，伝統的建造物以外の建築物等の敷地についても当該市町村の実情に応じ税額が適宜減額される。	市町村の実情に応じ税額の2分の1以内を適宜軽減	平成10年1月～

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

## ② 美しい日本の歴史的風土100選

平成18年は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、「古都保存法」という。）」が昭和41年に施行されてから40周年にあたった。

そのため、古都保存に関する理念の普及啓発と歴史的風土の次世代への継承、地域の観光振興などを目的として、「美しい日本の歴史的風土100選」が実施された。

### ア) 事業実施の趣旨・目的

古都保存法に基づく取り組みにより、京都、奈良、鎌倉など古都における歴史的風土は概ね良好に現在まで保存・継承されてきた。

わが国では、古都以外にも歴史的・文化的資産が山丘、河川などの自然的環境と一体となった美しい「歴史的風土」を形成している地域が沢山ある。これらの歴史的風土は、わが国の自然、歴史や伝統の積み重ねに裏打ちされた美しい日本の国土の源であり、次世代に継承されるべき国民共有の文化的資産であるが、住民の日常生活の場であるために、生活様式の変化や、土地利用の変化などにより消失する例が生じてきており、価値の再認識につながる取り組みが必要となってきた。

また、現在、政府において推進されている観光立国施策においても、地域の魅力を向上させ、国内外からの観光客を誘致し、国際的相互理解を深めるうえで、わが国固有の歴史や文化を保存・継承し、地域づくりに活かすことが重要な課題となっている。

このため、古都保存法施行40周年を記念するとともに、観光立国の推進に資するため、次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に保存されている全国の事例について、それらの魅力を国内外に広く伝える事業を実施することとなった。

### イ) 選定結果

予備審査を経て、平成19年1月31日、「美しい日本の歴史的風土100選」及び「美しい日本の歴史的風土準100選」が選定された。

まず、世界文化遺産都市及び古都保存法の対象である10都市（両方に重複指定されているのが4都市あるので正味47都市）については、別格の「歴史的風土を有する都市」として、無条件で、「美しい日本の歴史的風土100選（特別枠）」として選定された。

次に、上記の特別枠以外の都市について、選定委員による予備審査で得た得点順のリストが作成され、これに基づき、「100選（特別枠を除く。）」の選定作業が行われ、リストの上位90地域まではそのまま選定し、90～110位の地域について、選定委員会で議論がなされ、101地域にかかる117都市が選ばれた。

その後、「準100選」の選定作業に移り、102～220位の地域について、選定委員会で議論がなされ、116地域にかかる124都市が選ばれた（選定リストについては、別冊の資料編に記載している）。

この選定結果を受けて、複数者からの推薦があった地域の名称の統一、選ばれた都市の選定対象地区・施設の精査などを行ったうえで、平成19年2月16日にプレス発表された。

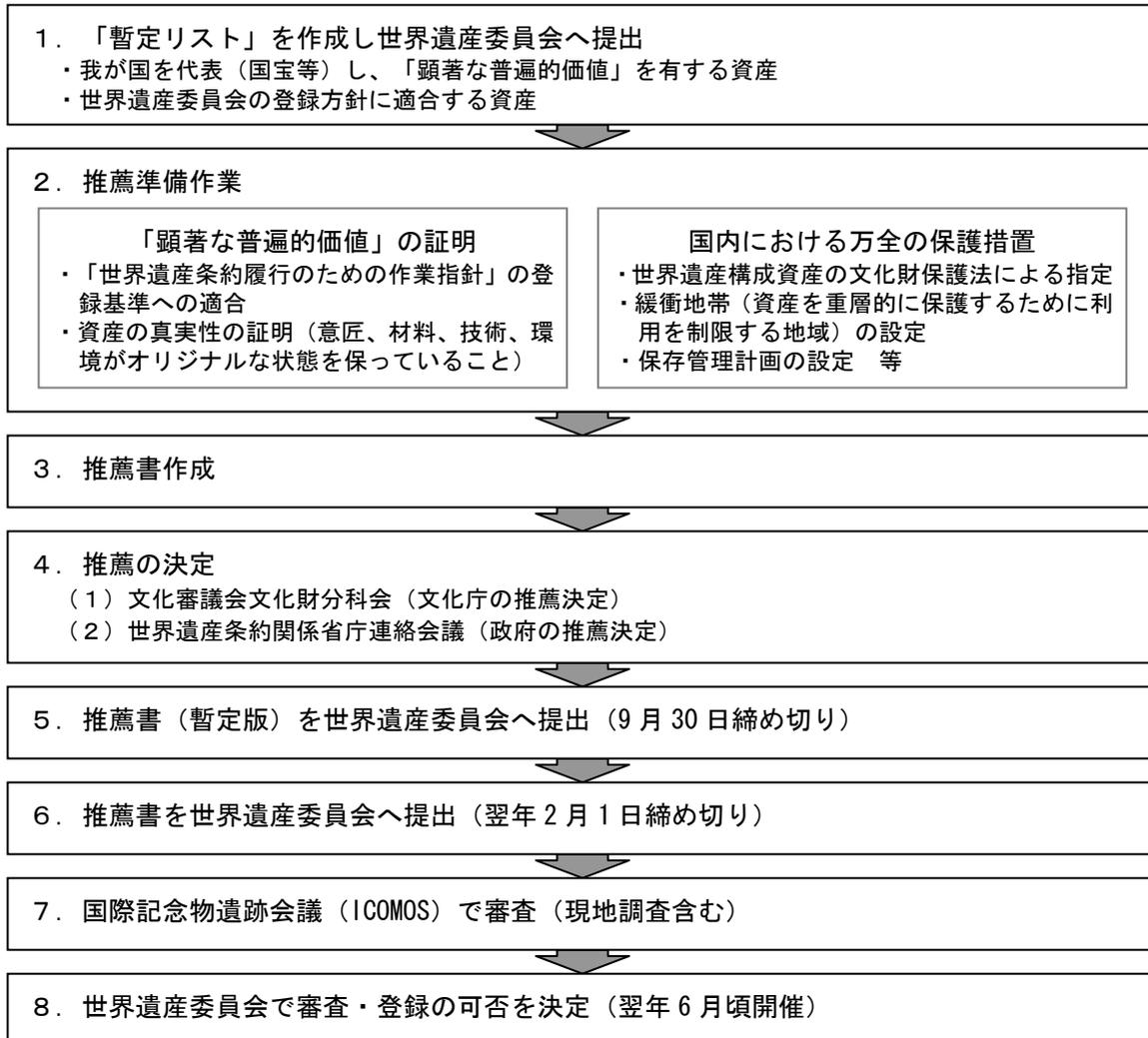
### ③ 世界遺産

世界遺産の概要、登録までの手続きについて整理した結果を以下に示す。なお、世界遺産（文化遺産）リスト及び暫定リストについては、別冊の資料編に記載している。

#### ア) 概要

日本は、1992年、ユネスコの世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」－1972年採択、1975年発効）を締結し、翌1993年我が国から初めて「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」の2件が文化遺産として、「白神山地」及び「屋久島」の2件が自然遺産として世界遺産一覧表に記載された。その後、1994年「古都京都の文化財」、1995年「白川郷・五箇山の合掌造り集落」、1996年「原爆ドーム」及び「厳島神社」、1998年「古都奈良の文化財」、1999年「日光の社寺」、2000年「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、2004年「紀伊山地の霊場と参詣道」、2007年「石見銀山遺跡とその文化的景観」が、それぞれ文化遺産として世界遺産一覧表に記載されている。

#### イ) 世界文化遺産登録までの手続き等



図－25 世界文化遺産登録の手続き

注) [http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h\\_12.html](http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_12.html) をもとに作成

#### ④ 課題

文化財保護行政や世界遺産等の整理結果より、歴史的資産等の保全・整備等に係る課題について、以下の通り整理した。

##### ア) 文化財を総合的に把握するための方策

###### a. 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策

- 「文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり」
  - 市町村において、文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針を定める「歴史文化基本構想」を策定。また、その根拠規定を法律に位置づけることを検討することが必要。
  - 歴史文化基本構想の中で、関連する有形・無形の文化財を「関連文化財群」と位置づけ、総合的に保存・活用することが必要。
  - 文化財が特定地域に集中している場合、関連文化財群を核として、文化的な空間を創出する「歴史文化保存活用区域」として設定することが必要。
  - 関連文化財群ごとに保存・活用の在り方について定める保存活用（管理）計画を策定することが必要。
  - モデルケースとして歴史文化基本構想の策定を支援することが必要

###### b. 文化財の保存・活用を適正化するための方策

- 「国指定文化財を総合的に保存・活用するための方策」
  - 文化財類型ごとの保存・活用の方針の明確化することが必要。
  - 保存活用（管理）計画の策定の促進することが必要。
  - 文化財に関する情報の的確な把握することが必要。

##### イ) 社会全体で文化財を継承していくための方策

###### a. 文化財に対する親しみを深めるための方策

- 文化財の優れた公開・活用の取組についての情報発信が必要。
- 子どもたちが文化財に親しむ機会の充実が必要。
- 文化財保護における広報の強化が必要。

###### b. 文化財保護にかかわる人材を確保するための方策

- 人々の文化財保護活動に対する支援の枠組みづくりが必要。
- 地域における優れた人材育成の取組についての情報発信が必要。

###### c. 文化財保護に対する支援を充実させるための方策

- 文化財保護に関する寄附の促進することが必要。
- 行政とNPO法人等民間団体とのパートナーシップの促進することが必要。
- 優れた事例についての情報発信が必要。